

2-18：高性能ボイラーの普及

(別表1-3a②)、【経】

1. 対策評価指標の実績と見込み

○ 現時点における対策評価指標の2010年度の見通し

導入基数 (中小企業) < 約 15,000 基 >

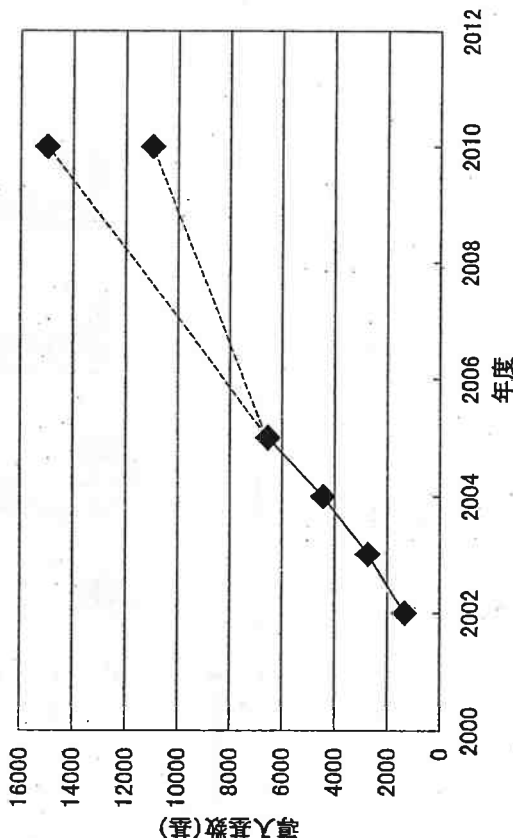
< 参考 >

目標達成計画における対策評価指標<2010年度見込み>

導入基数 (中小企業) < 約 11,000 基 >

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
導入基数 (中小企業)	1,352	2,761	4,450	6,560					6,000	11,000	
(単位：基数)											

※ 2005年度までは実績、2010年度は見込み



定義・算出方法	高性能ボイラー導入基数を算出 (中小企業向け比率7割 (2002年度実績) を勘案) なお、これまでの導入基数は網羅的でなかったため、今回改めて情報収集し直した結果、修正。
出典・公表時期	(社)産業機械工業会から情報収集

備考

2. 国の施策

施策の全体像	2006年度実績 (2007年度予定)
【法律・基準】	
【税制】	
【予算・補助】	
【経済産業省実施】	
・エネルギー使用合理化事業者支援補助金	242 億円の内数 (2006 年度) 269 億円の内数 (2007 年度)
【融資】	
【経済産業省実施】	
・低利融資制度 (利子補給制度含む) により導入支援 (1993 年度から実施)	継続
【技術開発】	
【普及啓発】	
【その他】	

3. 排出削減見込量の根拠等

02年度から05年度までの中小企業向けの高性能ボイラー累積導入基数は一定の割合で増加 (これまでの導入基数に関する情報収集は網羅的でなかったため、今回改めて情報収集し直した結果、修正)。今後も同様に導入が進めば、2010年度には累計約15,000台導入見込み。
1基あたりの省エネ効果を45kWhと見込む (年間稼働時間3000時間 (8時間 × 365日) として、従来型ボイラーとのエネルギー消費量の差を算定)。

$$15,000 \text{ 台} \times 45 \text{ kWh/台} = \text{約 } 70 \text{ 万kWh}$$

2-19: 次世代コークス炉の導入促進

(別表 1-3a③)、【経】

1. 対策評価指標の実績と見込み

○ 現時点における対策評価指標の2010年度の見通し

導入基数<1基>

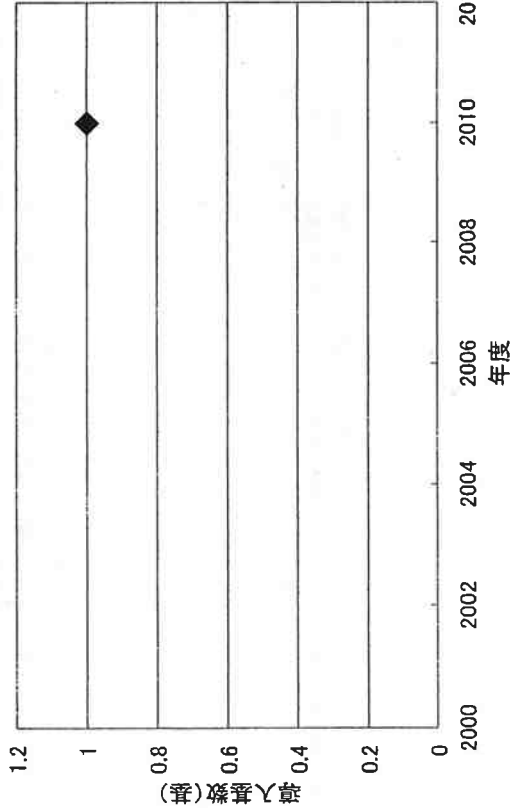
<参考>

目標達成計画における対策評価指標<2010年度見込み>

導入基数<1基>

導入基数	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
※ 2010年度は見込み											

(単位: 基数)



定額・算出方法	エネルギー使用合理化事業者支援補助金において、2005年度に事業採択。新日鐵大分製鉄所で現在 着工中。2009年に完工予定。2010年度には約10万klの省エネ効果を見込む。
出典・公表時期	エネルギー使用合理化事業者支援補助金における実施計画書等により把握。
備考	

2. 国の施策

施策の全体像	2006年度実績 (2007年度予定)
【法律・基準】	
【税制】	
【予算/補助】 【経済産業省実施】 ・エネルギー使用合理化事業者支援補助金	242億円の内数(2006年度) 269億円の内数(2007年度)
【融資】	
【技術開発】	
【普及啓発】	
【その他】	

3. 排出削減見込量の根拠等

- ・ 従来の実証実験結果により、1基で約10万klの省エネ効果があると見込まれている次世代コークス炉について、2010年度までに1基を設置予定。
- ・ 現在予定されている次世代コークス炉は、新日本製鐵大分製鉄所で現在着工中。2009年3月完工、稼働予定。
- ・ その他の地点での導入見込については、一号機の稼働実績を踏襲した上で、二基目以降建設の可能性があら

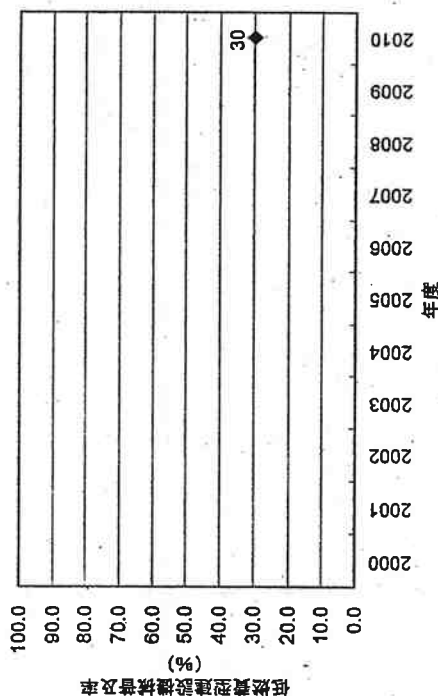
(別表 1-3a④)、【国】

○ 現時点における対策評価指標の2010年度の見通し

低燃費型建設機械普及率 $<30\%$

目標達成計画における対策評価指標<2010年度見込み>

低然費型建設機械普及率 $<30\%$

(單位: %)

定義、算出方法	普及率＝ 施策対象機種における低燃費型建設機種の推定累積販売台数 施策対象機種の推定保有台数
出典、	・低燃費型建設機種の推定累積販売台数：指定要領にもとづく販売台数調査（国土交通省）

公表時期	・推定保有台数：建設機械動向調査報告（経済産業省・国土交通省）
備考	低燃費型建設機械の指定制度を策定中のため、普及率の算定は不可能である。2007年度より指定制度の運用を開始予定。 低燃費型建設機械の指定制度は、従来の建設機械と比較して燃料消費量の少ない建設機械のうち国土交通省が定める基準をみたすものを国土交通省が指定する制度。 本制度の一環として、特定の省エネルギー機構を格載し、京都議定書目標達成計画で掲げた所要の燃費低減を達成している建設機械を指定する制度を、来年度より運用開始する。 この指定制度の創設により京都議定書目標達成計画で施策として示している「建設施工分野における低燃費型建設機械の普及」における「低燃費型建設機械」の定義が明確とな り、その普及台数および普及率の算出が可能となる。

2. 国の施策

〔法律・基準〕 ・低燃費型建設機械の指定制度 低燃費型建設機械の指定制度は、従来の建設機械と比較して燃料消費量の少ない建設機械のうち国土交通省が定める基準をみたすものを国土交通省が指定する制度。 〔税制〕 〔予算／補助〕 〔融資〕 ・低燃費型建設機械の融資制度 指定制度で指定された建設機械を取得する際、中小企業金融公庫および国民生活金融公庫で低利の融資を受けることができる制度。 〔技術開発〕 〔普及啓発〕 〔その他〕	施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定) 制度策定 (2007年度より運用開始予定)
---	---------------	--